

## ○別杵速見地域広域市町村圏事務組合職員

### の給与に関する条例

(昭和48年8月9日  
条例第9号)

改正	昭和50年3月31日	条例第2号	平成6年12月5日	条例第1号
	昭和51年4月12日	条例第1号	平成14年2月21日	条例第1号
	昭和53年9月13日	条例第11号	平成24年2月16日	条例第1号
	昭和54年3月31日	条例第2号		
	昭和56年4月1日	条例第3号		
	昭和56年7月7日	条例第6号		
	昭和57年4月1日	条例第1号		

(趣旨)

第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第24条第6項の規定に基づき同法第3条第2項に規定する一般職に属する職員（以下「職員」という。）の給与に関し、必要な事項を定めるものとする。

(手当の種類)

第2条 職員に支給する手当は、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当及び特殊勤務手当とする。

(手当の支給)

第3条 前条の手当は、別府市職員の給与に関する条例の規定を準用して支給する。ただし、特殊勤務手当については、第4条から第6条までの規定により支給する。

(特殊勤務手当の種類)

第4条 特殊勤務手当の種類は、清掃センターの業務に従事する職員の特殊勤務手当とする。

(清掃センターの業務に従事する職員の特殊勤務手当)

第5条 管理者は、次の各号に掲げる清掃センターの業務に従事する職員に、当該各号に定めるところにより、特殊勤務手当を支給する。

(1) じんかい処理及び排水処理の作業に従事する作業員 月額7,000円

(2) その他の職員 月額1,500円

(特殊勤務手当の支給)

第6条 特殊勤務手当は、その月分を翌月の給料の支給日に支給する。

2 特殊勤務手当は、その月の勤務日数が15日に満たない場合は、その給与期間の現

(別枠速見地域広域市町村圏事務組合職員の給与に関する条例)

日数から勤務を要しない日及び指定週休日の日数を差引いた日数を基礎として日割によつて計算する。

- 3 同時に二以上の特殊勤務手当の給与事由が生じたときは、前各条の規定にかかわらず、そのいずれか一のみを支給する。

(給与支給の特例)

第7条 関係市町から派遣された職員の給与は、この条例に定めるものを除き、当該職員を派遣した市町の給与に関する条例を適用し、派遣した市町でそれぞれ支給する。

(委任)

第8条 この条例に定めるものを除くほか、この条例の施行に関し必要な事項は、別府市職員の給与に関する条例施行規則(昭和32年規則第28号)の規定を準用する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和50年3月31日条例第2号)

この条例は、昭和50年4月1日から施行する。

附 則(昭和51年4月12日条例第1号)

この条例は、公布の日から施行し、昭和51年4月1日から適用する。ただし、第5条第1号、第2号及び第3号に関する改正規定については、昭和51年1月1日から適用する。

附 則(昭和53年9月13日条例第11号)

この条例は、昭和53年9月1日から施行する。ただし、第4条第3号及び第5条の3に関する改正規定については、昭和53年4月1日から適用する。

附 則(昭和54年3月31日条例第2号)

この条例は、公布の日から施行し、昭和54年4月1日から適用する。

附 則(昭和56年4月1日条例第3号)

(施行期日)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和56年7月7日条例第6号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和57年4月1日条例第1号)

この条例は、公布の日から施行し、昭和57年4月1日から適用する。

附 則 (平成6年12月5日条例第1号)

この条例は、公布の日から施行し、平成6年4月1日から適用する。

附 則 (平成14年2月21日条例第1号)

この条例は、平成14年4月1日から施行する。ただし、第4条第3号及び第5条の3の改正規定は別に規則で定める日から、第5条第3号の改正規定は平成14年3月1日から施行する。

附 則 (平成24年2月16日条例第1号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。